

地方分権改革の推進について（案）

全国知事会

先月、平成26年から新たに導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を内容とする第5次地方分権一括法が成立した。安倍内閣総理大臣のリーダーシップのもと、地方分権改革が力強く前進していることを高く評価するとともに、石破内閣府特命担当大臣をはじめ、これまでの関係者のご尽力に感謝するものである。

同法により、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限の移譲が実現したことは、これまでの地方分権改革の取組の中で特筆すべき事項であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして評価する。地方は地方六団体提言の趣旨を踏まえて着実に事務を実施し、その実績が今後の地方分権改革の推進力となるよう国とともに責任を果たしていく決意である。

現在、地方創生に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、地方創生を実現するために、地方は自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に發揮した取組を進める覚悟である。地方分権改革は、まさにその基盤となるものであり、より一層の取組を進める必要があるとの認識に立ち、当面の地方分権改革について以下のとおり政府に対して提言する。

1 地方創生を実現するための地方分権改革の推進

（1）「提案募集方式」等に基づく改革の推進

【提案の実現に向けた後押し】

- ・ 「提案募集方式」については、二年目の募集に応じ、意欲と知恵がある地方からの具体的な提案が数多く提出された。地方分権改革推進本部長の安倍総理のもと、各大臣がリーダーシップを発揮し、地方分権改革有識者会議を有効に活用しながら、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で提案の実現に取り組むとともに、内閣府は積極的に調整を行うなど個々の提案の実現に向けた後押しを行うこと。
- ・ 提案の検討に当たっては、全国一律の権限移譲を基本としつつ、特に困難である場合には、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」

を積極的に活用するとともに、広域連合を活用するなど、地方の提案が最大限活かされるよう柔軟な対応を行うこと。

- ・ また、昨年度の検討の結果、「検討を行う」とされた提案については、地方の意見も聞きながら速やかに政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現を図ること。

【「提案募集方式」等の見直し】

- ・ 地方の発意に根ざした新たな取組を推進することが「提案募集方式」の趣旨であるものの、その対象は地方自治体の事務処理に係るものに限定されているため、折角の地方創生に資するアイデアの実現に向けた道が閉ざされている。「提案募集方式」には国を挙げて取り組み、その対象は、地方自治体の事務処理に係るものではなくても、幅広く対象にするべきである。
- ・ 国家戦略特区・地方創生特区への地方からの提案を積極的に採択するとともに、認められた規制緩和のうち、地方自治体への義務付け・枠付けの見直しにあたるものについては、国家戦略特区・地方創生特区に指定された地域に限定せずに規制緩和が実現できるよう、義務付け・枠付けを見直すこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直し

地方分権改革の新たな手法として「提案募集方式」は評価するものの、地方自治体が相応の権限と責任、及びこれに応じた財源を備える分権型行政システムへの移行こそが重要である。このため、国と地方の役割分担の観点から、地方への事務・権限の移譲や、「従うべき基準」の廃止、又は参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを行うことを前提とし、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めるべきである。

また、こうした観点から、特に地方からの要望の強い以下の点について政府の積極的な取組を求める。

○国から地方への事務・権限の移譲

【ハローワーク】

- ・ まち・ひと・しごとの創生のためには、「しごと」が「ひと」を呼び込むようにする必要があり、求人と求職を適切にマッチングさせていくことはその要である。
- ・ 当会では、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができると、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的

な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開がされることなどを理由に、ハローワークの地方移管を提案している。

- ・ 今般、一体的実施、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証を行い、「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」（平成27年6月30日）をとりまとめた。この検証において、一体的実施、ハローワーク特区の取組により、当会が主張しているハローワークの地方移管の効果が実証された一方で、地方の意向の反映に限界があることが明らかにされている。国においても一体的実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行い、ハローワークの地方移管を早期に実現するべきである。
- ・ 地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実が必要であり、一体的実施、ハローワーク特区における実施期間の延長や国の意思決定の迅速化、一体的実施における国からの就職実績の積極的な情報提供や雇用保険・職業訓練受講指示等の国の就職に関するサービスのさらなる拡大、ハローワーク特区における実施箇所の拡大と取組内容の充実等を図ること。
- ・ ハローワーク求人情報のオンライン提供については、提供する求人情報数や内容を絞り込むことなく、ハローワーク職員用端末と同等の情報を提供すること。また、地方が開拓した求人情報もハローワークの求人情報に反映できるようにすること。

【中小企業・農林水産業支援】

- ・ 地方創生の実現のためには、地域経済の活性化は不可欠であり、地域経済を支える中小企業や農林水産業への支援は、地方自治体の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、地方自治体が実施する事業との適切な連携によって、より効果を上げることができる。
- ・ 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、民間事業者等に直接交付している補助金（「空飛ぶ補助金」）は、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮することの観点から問題があるため、これらのうち地域振興に資するものは、自由度をできる限り高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

【地域交通】

- ・ 人口減少社会、福祉分野における「施設から地域へ」の流れ、コンパクトシティなど公共施設の集約化の流れを見据えれば、地方創生を支える基盤として

地域住民の移動の問題を地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要であることから、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲を進めること。

○国と地方のルールに関する改革の推進

- ・ 義務付け・枠付けについては、これまで約1,000条項の見直しが実現し、一定の進展があるが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。
- ・ これを踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図ること。

2 国と地方の協議の場の積極活用

- ・ 地方分権改革、社会保障制度改革、地域経済の活性化などを実現するためには、国と地方が実効ある対話を積み重ね、国と地方の力を結集した施策を展開することが不可欠であるため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、地方の意見を確實に施策に反映させること。
- ・ また、協議の質を充実させるため、全てを本会議で協議するのではなく、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。

3 事務・権限の移譲等を円滑に進めるための措置

- ・ 第5次地方分権一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に、財源措置については、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握して確実に講ずることとし、地方が予算・人員を整備できるように、その具体的な内容を可能な限り早期に示すこと。

- ・ また、適正な法執行の観点から、地方自治体が十分な準備期間を確保できるよう、地方への事前情報提供を含め、政省令の整備を公布後3ヶ月以内に行うこと。